全自動錠剤散薬分包機一式仕様書

平成27年1月

国立療養所宮古南静園

全自動錠剤散薬分包機導入仕様書

調達機器及びその構成			
1	処方入力／解析システムについて		
	1-1	処方入力／解析／監査システムは、以下の要件を満たすこと。	
		1-1-1	内服/外用・注射処方箋情報を上位システムから受診するオンライン受診画面とローカル入力画面を有し、処方作成する機能を標準機能として有すること。
		1-1-2	調剤内規に基づいた様々な要求に対応しデータ処理を行い、調剤機器へデータ転送する機能を有すること。
		1-1-3	調剤内規設定は『調剤方式設定』と『処方チェックパターン』の組み合わせで行い、おおむね５０通りの方式設定が可能であること。
		1-1-4	検索機能として患者履歴検索・指定使用薬品検索機能を有すること。
		1-1-5	指定した期間内で集計機能として処方箋、注射箋枚数・件数・剤数を剤形毎に集計検索、テキストデータ形式で出力できる機能を有すること。
		1-1-6	拡張機能としてデータベース導入において現システムとの整合性の取れた運用ができること。
	1-2	拡張機能としてデータベースを利用した場合の薬学的処方チック機能を標準装備していること。	
		1-2-1	処方チェックはメインサーバに登録された各種情報をもとに処方箋オーダデータのみだけでなく、注射箋オーダデータも含め以下の項目で行えること。
		(1)	相互作用
		(2)	重複薬品、成分、薬効
		(3)	日数
		(4)	用量
		(5)	長期投薬
		(6)	配合変化
		1-2-2	また、薬剤科で登録された以下の患者状態を利用してチェックが行えること。
		(1)	年齢、患者状態（小児、妊婦、高齢者等）
		(2)	他院服用薬・併用薬（採用薬/非採用薬/OTC薬品）
		(3)	持込薬（採用薬/非採用薬/OTC薬品）
		(4)	常備薬　（採用薬/非採用薬/OTC薬品）
		(5)	アレルギー　（食品/その他 ）
		(6)	症状　（副作用/併発疾患 ）
		(7)	疾患名　（現病歴/既往歴/医事病名）
		(8)	食事
		1-2-3	化学療法のプロトコールに基づいた抗癌剤専用のチェック機能を有すること。処方オーダ、注射オーダと合わせてチェックが行えること。
		1-2-4	処方チェックによるワーニング情報は、画面とプリントアウトにより確認が行えること。
		1-2-5	チェック項目は全てパラメータ化され、必要な項目にチェックを入れるだけで処方チェックが行えること。
		1-2-6	チェックは自動、手動の切り換えができ、Ｄｏ処方の場合は監査なしの設定ができること。

		1-2-7	処方チェックを行い、問題のない処方は内規に合致した情報処理をし、各調剤機器へ送信できること。
		(1)	常備薬　（採用薬/非採用薬/OTC薬品）
		(2)	アレルギー　（食品/その他 ）
		(3)	症状　（副作用/併発疾患 ）
		(4)	疾患名　（現病歴/既往歴/医事病名）
	1-3	薬剤情報提供文書が発行できること。	
		1-3-1	情報提供文書の出力指示をし、薬袋印字システムに送信できること。
		1-3-2	薬剤情報は科別に文言を区別して出力できること。
		1-3-3	薬剤情報は用法・用量等も含んでいること。
		1-3-4	薬剤情報は削除・変更の情報だけでもできること。
		1-3-5	薬剤情報は再発行ができること。
		1-3-6	薬剤情報文書には検査薬説明内容も一緒に出力できること。
		1-3-7	薬剤情報用紙はＡ４サイズであること。
		1-3-8	お薬手帳用の情報が出力できること。
	1-4	ハードウェア構成について	
		1-4-1	台数はPC2台、モニター2台とすること。
		1-4-2	PCはCPUがインテルCore i3-240　2.00GHz相当以上、主記憶装置の容量は２GB以上を備えていること。
		1-4-3	PCは250GB以上の物理容量を持つ磁気ディスク装置を内蔵すること。
		1-4-4	17インチ以上、解像度1280×1024以上の液晶カラーディスプレイ、日本語キー入力付きキーボードおよびマウスを有していること。
		1-4-5	オペレーティングシステムに関しては日本語対応Windows7相当以上の性能を有すること。
		1-4-6	PCは1000Base-T以上もしくは100Base-T以上のインターフェースを１個有し、通信プロトコルはTCP/IPであること。
		1-4-7	ラベルプリンタの印字方式は、感熱方式であること。
2	既存の薬袋印字プリンターおよび現在使用している薬袋を利用し、以下の要件を満たし薬袋・ラベルを発行すること。		
	2-1	2-1-1	薬袋・処方箋などの発行は既存のXerox製薬袋発行機(型式：DocuPrint C3200A) を利用すること。
		2-1-2	ラベルプリンタの印字方式は、感熱方式であること。　台数は１台。
		2-1-3	処方箋、薬袋・ラベル等の表記は本体処方箋情報で、自動的に印刷され、表記内容は最適で整合性が取られていること。（氏名、ＩＤ番号、生年月日、診療科、用法、投与日数、投薬開始日、投薬番号、同姓同名有り印字、併診有り等）
		2-1-4	薬品毎に設定することで薬袋とラベルの選択ができ、必要な時はその枚数分発行する機能を有すること。また注射処方の施用単位のラベル発行機能も有すること。
		2-1-5	印字にはWindowsフォントを使用できること。
		2-1-6	粉砕等の指示、シロップ剤の混合、外用剤の練合等の指示が出力できること。
		2-1-7	薬袋へは薬剤名、簡単な薬効が印字できること。
		2-1-8	錠剤を分包した時、薬袋は服用開始が早い方から順番（例：朝、昼、夕）に印刷されること。

		2-1-9	処方箋などに錠剤等の識別コードが印字できること。
		2-1-10	印字は仮名、漢字、片仮名、英数文字、バーコード等での印字ができること。
		2-1-11	薬袋の種類、サイズ等は本体処方情報で自動的に判断されること。
		2-1-12	薬袋印字装置からは処方箋、薬袋、薬剤情報が印刷され、患者毎にセットされること。
		2-1-13	処方内容や区分、患者状態によって、機器または排紙先の指定切替が自動で行えること。
		2-1-14	薬袋の別包処理ができること。
		2-1-15	麻薬処方の仮処方箋が出力できること。
		2-1-16	至急の割り込みができること。
		2-1-17	本装置はA5～A4サイズに対応できること。
		2-1-18	処方箋 薬袋 情報提供 が本装置より出力が可能なこと。
		2-1-19	薬袋印字装置にセットできる薬袋は単票で、原則JIS規定のサイズであること。
3	全自動錠剤散薬分包システムは、以下の要件を満たすこと。		
	3-1	3-1-1	処方入力／解析システムより直接受信し、連動する機能を有していること。なおデータ変換によるデータ受け渡しを必要とする接続に関しては、不安要素を多分に含むという判断から本院としてはこのような接続を認めないこととする。
		3-1-2	処方入力解析装置より発行したバーコードを読み込むことで分包する患者を限定し、薬包紙に患者名、用法名、薬品名等を印字できること。
		3-1-3	処方区分、病棟毎に自動で印字内容を変更できること。
		3-1-4	台数は制御用ノートPC1台、全自動錠剤散薬分包機1台とすること。
		3-1-5	全自動錠剤散薬分包機の分包速度は、４５包／分以上であり、高速＝４５包／分、中速＝４０包／分、低速３５包／分相当の切り替えが可能であること。
		3-1-6	全自動錠剤散薬分包機の散薬分包機部は分包数が１～９０包の包装数設定可能な分割機であること。
		3-1-7	全自動錠剤散薬分包機の分包紙は薬品に対しての品質保持に優れていること。又シールずれのない二ツ折り分包紙を採用し交換も容易であること。
		3-1-8	全自動錠剤散薬分包機の印字は全行印字熱転写方式であること。
		3-1-9	全自動錠剤散薬分包機の集塵効率は、0.5ミクロン・95%以上であること。
		3-1-10	全自動錠剤散薬分包機の錠剤分包機部は４２マス以上の錠剤コンベアがあり、筐体内に収納できること。
		3-1-11	４２マス錠剤コンベアユニットの予備撒きカセットは標準添付品であり、本体から取り外して他の場所にてあらかじめ錠剤を撒いて準備しておくことができること。
		3-1-12	タッチパネル式のノート型パソコンであること。
		3-1-13	オペレーティングシステムは、日本語対応Windows７ 相当以上の性能機能を有していること。
		3-1-14	1000Base-T 以上のインターフェースを１個有し、通信プロトコルはTCP/IPであること。
		3-1-15	CPUは、インテル Core i3-4010U プロセッサー（動作周波数 1.70 GHz）相当以上の性能機能を有していること。
		3-1-16	主記憶装置の容量は、４ＧＢ 以上であること。
		3-1-17	物理的容量は、１２８ＧＢ 以上の磁気ディスクを内蔵すること。

		3-1-18	モニターは、対角１１．６インチ以上・解像度１９２０×１０８０ドット以上のTFTカラーIPS液晶 Full HD（静電容量式マルチタッチパネル）であること。
		3-1-19	全自動錠剤散薬分包機の錠剤分包機部は薬剤の収納カセット数が６０種以上であること。
		3-1-20	全自動錠剤散薬分包機の錠剤分包機部は薬剤の補充の度合いに合わせ、配置を自由に変更できること。
		3-1-21	全自動錠剤散薬分包機の錠剤分包機部の薬品収納カセットは抗菌性、防湿性等に優れていること。また、電気関係機械関係と別機構とし、洗浄が容易にできること。
		3-1-22	全自動錠剤散薬分包機の錠剤分包機部のカセットの配置換えが容易に行えるように、薬剤収納カセット種は2種（大・小）以下であること。
		3-1-23	全自動錠剤散薬分包機は至急の割り込み及び機器の指定もできること。
		3-1-24	全自動錠剤散薬分包機の非実装薬剤の１包化が容易に出来、非実装薬剤のリストが制御タッチパネルに表示できること。
		3-1-25	全自動錠剤散薬分包機はコンタミを防ぐ観点から、「錠剤分包処方優先する」などの設定機能を有し運用にあった分包順番設定機能が行えること。
		3-1-26	全自動錠剤散薬分包機は分包した薬剤内容の確認が容易に行えること。
		3-1-27	全自動錠剤散薬分包機は分包紙への印字は鮮明であること。[氏名、ＩＤ番号、用法（特殊な場合も含む）等]
		3-1-28	全自動錠剤散薬分包機は分包紙への印字レイアウトの変更も機器制御制御画面より容易に変更確認が行えること。
		3-1-29	全自動錠剤散薬分包機は情報提供の観点から、薬品名などを印字可能なこと。
		3-1-30	全自動錠剤散薬分包機の操作は容易に出来て、保守・点検が容易にできること。
		3-1-31	既存の散薬監査システム（W:300mm　D:200mm　H:400mm）を分包機筐体内に設置することができること。
		3-1-32	散薬ビンを設置できる棚が付属していること。
		3-1-33	散薬ビンを扱う調剤・監査の際の薬塵の飛散を防止してくれる集塵フードを標準装備していること。
		3-1-34	全自動錠剤散薬分包機本体のサイズはW:1100mm×D:650mm×H:2000mm以下で、本院薬局で指定する場所に設置できること。
4	（性能、機能以外に関する要件）		
	4-1	搬入及び据え付け及び調整等	
		4-1-1	調達物品の搬入及び据え付け、稼動のための調整を行なうこと。
		4-1-2	装置の納入場所については、当院と協議すること。
		4-1-3	搬入・据え付け調整にあたり建物の改修等を行なう必要が生じた場合は、納入業者の負担で行なうこと。なお、納入場所の面積・設備等の詳細は当院に問い合わせること。
		4-1-4	装置の設置にあたり別途電源・配線・配管等を必要とする場合は、納入業者の負担で行なうこと。なお、現在準備している電源等については、当院に問い合わせること。
		4-1-5	調達物品の構成内容については、当院に問い合わせること。
	4-2	障害支援体制	
		4-2-1	メンテナンスサービスの拠点が県内にあること。
		4-2-2	障害時は、早急な復旧を可能にするサービス体制を有することを証明すること。
		4-2-3	定期点検を実施し機器の安定稼動をサポートすること。

		4-2-4	本調達品の保証期間は、安定稼動時から１年間とすること。
		4-2-5	調達物品は、納入後においても稼動に必要な消耗品及び故障時に対する交換部品の安定した供給が確保されていること。
	4-3	その他	
		4-3-1	取扱説明書は、日本語版で１部以上提供すること。
		4-3-2	１週間程度の講習を含む取扱説明を行なうこと。
		4-3-3	調達物品には、基本的機能を損なわないよう必要な物品を備えること。
		4-3-4	現在使用している錠剤分包機1台、散薬分包機2台は指定する場所に移せること。
		4-3-5	調達物品のうち薬事法の製造承認の対象となる医療用具については、厚生労働大臣の承認を受けていること。